

(重要)お読み下さい

〈日本向け個人宛貨物発送時に留意すべき事項〉

日本宛貨物の中で、インボイス(内容明細)申告の不備で日本での輸入通関ができず、個人宛貨物のみならず全貨物の通関状況に影響をおよぼすことがあるため、インボイス作成には以下の点十分ご注意くださいいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

A) 日本輸入者のフルネーム、電話番号記入

- * 輸入通関申告の際、輸入者のフルネームが必要となります。必フルネームを CWB(送り状)、インボイスにご記入下さい。
- * 個人宛貨物は内容確認、税金支払確認等のためコンサイニー(受取人様)にコンタクトが必要となりますので、受取人様の TEL No.は必ずご記入下さい。
- * 個人宛貨物の発送書類は手書きになる場合が多く見られますが、出来るだけタイプアウトした書類をご用意下さい。手書きの場合、判読しやすい記述でお願い致します(特に送り状=CWB)。

B) 新品、中古品、既使用品の申告上区分

- * 新品(Brand New)と中古品(Secondhand Purchase)、既使用品(Used)の区分をインボイス上に明記下さい。購入間もない物品は使用品でも購入価格が課税対象バリューになる場合がありますのでご注意ください(特に PC、その他電化製品)。

C) CD、DVD 等の記録内容をインボイスに記述

- * CD、DVD などの映像・画像記録媒体が貨物に混入されている場合は、記録されている映像画像について受取人様から内容説明書を取得し、通関申告時に税関に提出いたします。
- * インボイスに記録内容(家族の近況映像、家族旅行写真等)を記載して下さい。それを受取人様に送り、内容説明書を作成して頂きます。インボイスに内容記載がなく受取人様が内容を知らない場合、試写による内容検閲が避けられず、通関に支障をきたすため、発送自体を保留することもありますのでご注意ください。
- * 市販 DVD 等は原則検閲対象ですが、インボイスに内容が記載されていることで検閲が簡素化される場合があります。映画はタイトルと監督名をインボイスに記載して下さい。記載のない場合、発送自体を保留することもありますのでご注意ください。

D) 別送品申告手続きの奨励(Japan Pac 適用外、一般荷物として発送になります)

- * 日本帰任者の引越貨物の携行品、土産物は別送品として申告すれば、輸入時の免税特典(申告品合計市価 20 万円まで免税)が利用できます。この場合、Japan Pac はご利用できません。
- * 別送品申告貨物も内容点検対象となる等変わりありませんが、免税範囲が広く厳密な内容点検が省略され、スムーズに通関できる可能性があります。

※米国輸出前にはセキュリティの、また日本輸入時には税関の検査が入ります。最初にお荷物を詰めた状態と変わっている場合がありますことをご了承下さい。申告内容、価格は正確にご記入下さい。発送物を販売する目的の方は、購入金額の明示されているレシートか注文書、納品書の添付が義務付けられています。その場合は Gift としては扱えません。また「No Commercial Value for Customs Purpose Only」の表記に線を引いていただくようお願いいたします。お荷物と申告内容が一致しない、あるいは不審な点がある場合は内容点検と通関用書類の変更を行いますので、追加料\$30 が自動加算されますことをご了承下さい。